を取りやめた者（以下「就職理由退校者」という。）（以下「修了者等」という。）の就職率（修了者のうち当該認定職業訓練が終了した日から起算して三月を経過する日までの間に就職した者及び自営業者となった者の数並びに就職理由退校者の数の合計数が、修了者（専ら就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識（ⅱ）において「基礎的技能等」という。）を付与するための認定職業訓練（以下「基礎訓練」という。）の修了者のうち連続受講（基礎訓練から公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）までの連続した受講（公共職業安定所長が認定したものに限る。）をいう。以下同じ。）をする者を除く。）の数及び就職理由退校者の数の合計数に占める割合をいう。以下この条において同じ。）が、次に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、二以上の単位の当該認定職業訓練について、次に定める割合を下回るものでないこと。

(ⅰ)　基礎訓練　百分の四十五

(ⅱ)　基礎的技能等並びに実践的な技能及びこれに関する知識を付与するための認定職業訓練（以下「実践訓練」という。）　百分の五十

(2)　第五条の規定により機構に提出する当該認定職業訓練に係る就職状況報告書において、当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、(1)の(ⅰ)及び(ⅱ)に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、それぞれ(1)の(ⅰ)及び(ⅱ)に定める割合を下回ったことが明らかになった場合に、当該就職状況報告書を機構に提出した後に初めて機構に対し当該認定職業訓練と同一の分野に係る職業訓練の認定の申請をする際、就職率の改善に関する計画を提出したこと。

(3)　認定職業訓練の修了者等の就職率が、次に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、次に定める割合を下回るものでないこと。

(ⅰ)　基礎訓練　百分の三十

(ⅱ)　実践訓練　百分の三十五

(4)　第五条の規定により機構に提出する当該認定職業訓練に係る就職状況報告書において、認定職業訓練が終了した日から起算して三月を経過する日までの間の就職に関する状況が確認された修了者の数及び就職理由退校者の数の合計数の当該認定職業訓練の修了者等の数に占める割合が百分の八十を下回るものでないこと。

ハ　国、地方公共団体、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人に限る。）、独立行政法人及び地方独立行政法人でないこと。

ニ　申請職業訓練の実施日、受講者その他の申請職業訓練に関する事項を記載した帳簿を適切に保管すること。

ホ　申請職業訓練に係る苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ヘ　申請職業訓練の受講者の個人情報を取り扱うに当たって、当該者の権利及び利益を侵害することのないような管理及び運営を行うこと。

ト　申請職業訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる職業訓練の適正な実施の管理に係る責任者を配置すること。

チ　ニからトまでに掲げるもののほか、申請職業訓練の適正な実施を確保するための措置を講ずること。

リ　次のいずれにも該当しない者であること。

(1)　法、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）その他職業能力開発に係る事業に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(2)　その納付すべき所得税、法人税、消費税、道府県民税、市町村民税、都民税、特別区民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。第九条において同じ。）の納付が適正に行われていない者

(3)　過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたことを理由として、法第四条第二項の規定により同条第一項の認定の取消しを受けた者又は過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたことにより、当該認定職業訓練が同条第一項各号のいずれかに適合しないものと厚生労働大臣が認めた者（当該認定の取消しを受けた者又は当該厚生労働大臣が認めた者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。(4)、(5)及び(14)において同じ。）又は役員であった者を含む。）

(4)　法第四条第二項の規定により同条第一項の認定の取消しを受け（(3)に規定する理由によるものを除く。）、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定の取消しを受けた者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員又は役員であった者を含む。）

(5)　過去五年以内に行った認定職業訓練が法第四条第一項各号のいずれか（(3)の厚生労働大臣が認めた者に係るものを除く。）に適合しないものと厚生労働大臣が認めた者（当該厚生労働大臣が認めた者が法人又は団体である場合にあっては、当該法人又は団体の役員又は役員であった者を含む。）

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

(7)　暴力団員等がその事業活動を支配する者

(8)　暴力団員等をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(9)　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第五条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体及びその構成員

(10)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者及びこれらの営業に係る業務に従事する者

(11)　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(12)　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(13)　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が(1)から(12)までのいずれかに該当するもの

(14)　申請職業訓練を行う者が法人又は団体である場合にあっては、役員のうちに(1)及び(2)並びに(6)から(13)までのいずれかに該当する者がある者